

国民健康保険特別会計〔市民生活部 保険年金課 所管〕

1. 概要

国民健康保険は、誰もが安心して医療を受けることができる医療制度として国民皆保険体制の中核を担い地域医療の確保に貢献してきましたが、急速な少子高齢化の進展や疾病構造の変化等により医療を取り巻く環境は大きく変化しております。また、高齢者や低所得者の加入割合が高いという構造的要因もあり、厳しい財政運営が続いております。

このような状況のなか、平成30年度から県が財政運営の責任主体となり、市町村は加入者に身近な資格管理、保険税の賦課徴収、保険給付、保健事業などを行うことにより、県と市町村が一体となって国民健康保険制度の安定化を図ることとなりました。

当市では、市町村の役割である資格管理、保険税の賦課徴収、保険給付の適正化を推進するとともに、健康維持増進を図るための事業を積極的に実施し、医療費の抑制と、安定した国民健康保険事業の運営に努めてまいります。

2. 主な内容

- (1) 被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関する保険給付
- (2) 診療報酬明細書の点検による医療費適正化
- (3) 国民健康保険事業費納付金の納付
- (4) 特定健康診査等の実施
- (5) 医療費通知及びジェネリック医薬品利用差額通知の送付
- (6) 人間ドック・併診ドック健診事業、ヘルスアップ事業など保健事業の実施
- (7) 関係各課と連携した健康意識の普及向上

3. 歳入の状況

(単位：千円、%)

款	項	令和7年度		令和6年度		増減額	増減率
			構成比		構成比		
1. 国民健康保険税	国民健康保険税	1,351,952	23.5	1,334,780	23.0	17,172	1.3
2. 使用料及び手数料	手数料	105	0.0	344	0.0	△ 239	△ 69.5
3. 県支出金	県補助金	3,913,646	68.0	3,899,599	67.1	14,047	0.4
4. 財産収入	財産運用収入	341	0.0	173	0.0	168	97.1
5. 繰入金		465,028	8.1	546,078	9.4	△ 81,050	△ 14.8
	他会計繰入金	392,072	6.8	391,472	6.7	600	0.2
	基金繰入金	72,956	1.3	154,606	2.7	△ 81,650	△ 52.8
6. 繰越金	繰越金	5,001	0.1	5,001	0.1	0	0.0
7. 諸収入		19,927	0.3	23,025	0.4	△ 3,098	△ 13.5
	延滞金, 加算金及び過料	11,874	0.2	14,972	0.3	△ 3,098	△ 20.7
	雑入	8,053	0.1	8,053	0.1	0	0.0
歳入合計		5,756,000	100.0	5,809,000	100.0	△ 53,000	△ 0.9

4. 歳出の状況

(単位：千円、%)

款	項	令和7年度	構成比	令和6年度	構成比	増減額	増減率
1. 総務費		84,954	1.5	70,615	1.2	14,339	20.3
	総務管理費	71,039	1.2	56,552	1.0	14,487	25.6
	徴税費	13,543	0.3	13,690	0.2	△ 147	△ 1.1
	運営協議会費	372	0.0	373	0.0	△ 1	△ 0.3
2. 保険給付費		3,833,817	66.6	3,823,579	65.8	10,238	0.3
	療養諸費	3,310,397	57.5	3,317,888	57.1	△ 7,491	△ 0.2
	高額療養費	499,651	8.7	481,922	8.3	17,729	3.7
	移送費	10	0.0	10	0.0	0	0.0
	出産育児諸費	19,509	0.3	19,509	0.3	0	0.0
	葬祭諸費	4,250	0.1	4,250	0.1	0	0.0
3. 国民健康保険事業費納付金		1,779,284	30.9	1,857,615	32.0	△ 78,331	△ 4.2
	医療給付費分	1,141,334	19.8	1,184,006	20.4	△ 42,672	△ 3.6
	後期高齢者支援金等分	471,960	8.2	496,678	8.6	△ 24,718	△ 5.0
	介護納付金分	165,990	2.9	176,931	3.0	△ 10,941	△ 6.2
4. 共同事業拠出金	共同事業拠出金	1	0.0	1	0.0	0	0.0
5. 保健事業費		47,111	0.8	46,897	0.8	214	0.5
	特定健康診査等事業費	27,822	0.5	28,134	0.5	△ 312	△ 1.1
	保健事業費	19,289	0.3	18,763	0.3	526	2.8
6. 基金積立金	基金積立金	341	0.0	173	0.0	168	97.1
7. 諸支出金	諸支出金	5,492	0.1	5,120	0.1	372	7.3
8. 予備費	予備費	5,000	0.1	5,000	0.1	0	0.0
歳出合計		5,756,000	100.0	5,809,000	100.0	△ 53,000	△ 0.9

○国民健康保険事務に要する経費（01010102） 17,803 千円（17,254 千円） 予算書 P197

[総務部 総務課 所管 3,901 千円含む]

〈一財：17,803 千円〉

(目的及び期待する効果)

国民健康保険事業の適正な執行に努め、事業の安定運営を図る。

(内容)

国民健康保険の事務執行に要する人件費及び物件費、国民健康保険に係る電算処理システム委託料等。

○賦課徴収に要する経費（01020201） 6,627 千円（7,057 千円） 予算書 P198

[総務部 総務課 所管 5,282 千円含む]

〈その他：105 千円 一財：6,522 千円〉

* 特定財源積算根拠

・手数料：督促手数料 105,000 円

(目的及び期待する効果)

適正な賦課徴収に努め、財政の健全性を確保する。

(内容)

国民健康保険税の電算処理に要する経費等（納税通知書及び特別徴収通知書等の作成）

○一般被保険者医療給付費分に要する経費（03010101） 1,141,334 千円（1,183,963 千円）

予算書 P201

〈国・県：52,964 千円 その他：19,927 千円 一財：1,068,443 千円〉

*** 特定財源積算根拠**

・ 県補：保険者努力支援制度交付金	13,217,000 円
・ 県補：県繰入金	39,747,000 円
・ 諸収入：一般被保険者延滞金	11,870,000 円
・ 諸収入：退職被保険者等延滞金	1,000 円
・ 諸収入：一般被保険者加算金	1,000 円
・ 諸収入：退職被保険者等加算金	1,000 円
・ 諸収入：過料	1,000 円
・ 諸収入：延滞金	1,000 円
・ 諸収入：交通事故等による加害者納付金(一般被保険者)	8,000,000 円
・ 諸収入：不正利得等による被保険者返納金(一般被保険者)	50,000 円
・ 諸収入：不正利得等による被保険者返納金(退職被保険者等)	1,000 円
・ 諸収入：雑入	1,000 円

(目的及び期待する効果)

県から示された国民健康保険事業費納付金で、一般被保険者医療給付費分として県へ納付する。県の国民健康保険特別会計において負担する保険給付費等交付金の交付に要する費用等に充てられる。

(内容)

県へ国民健康保険事業費納付金を納付する。納付金の額は、県が市町村ごとの医療費水準と所得水準を考慮して決定する。

○一般被保険者後期高齢者支援金等分に要する経費 (03020101) 471,960 千円 (496,658 千円) 予算書 P202

〈国・県：21,900 千円 一財：450,060 千円〉

*** 特定財源積算根拠**

・ 県補：保険者努力支援制度交付金	5,465,000 円
・ 県補：県繰入金	16,435,000 円

(目的及び期待する効果)

県から示された国民健康保険事業費納付金で、一般被保険者後期高齢者支援金等分として県へ納付する。県の国民健康保険特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用等に充てられる。

(内容)

県へ国民健康保険事業費納付金を納付する。納付金の額は、県が市町村ごとの所得水準を考慮して決定する。

○介護納付金分に要する経費 (03030101) 165,990 千円 (176,931 千円) 予算書 P202

〈国・県：7,702 千円 一財：158,288 円〉

*** 特定財源積算根拠**

・ 県補：保険者努力支援制度交付金	1,922,000 円
・ 県補：県繰入金	5,780,000 円

(目的及び期待する効果)

県から示された国民健康保険事業費納付金で、一般被保険者介護納付金分として県へ納付する。県の国民健康保険特別会計において負担する一般被保険者の介護納付金の納付に要する費用等に充てられる。

(内容)

県へ国民健康保険事業費納付金を納付する。納付金の額は、県が市町村ごとの所得水準を考

慮して決定する。

○特定健康診査等事業に要する経費（05010101） 27,822 千円（28,134 千円） 予算書 P203

〔総務部 総務課 所管 1,407 千円含む〕

〈国・県：15,026 千円 一財：12,796 千円〉

＊特定財源積算根拠

・県補：特定健康診査等負担金 15,026,000 円

（目的及び期待する効果）

特定健康診査は、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目し、特定保健指導を必要とする者を選定するために実施する。

特定保健指導は、特定健康診査で選定した対象者に生活習慣を改善するための保健指導を実施する。対象者が自らの生活習慣における課題を認識し自己管理を行い、健康的な生活を維持することができるようになることを通じて、糖尿病等の生活習慣病を予防する。

（内容）

40 歳以上 75 歳未満の国民健康保険の被保険者を対象として、特定健康診査を実施する。特定健康診査の結果に基づきリスク判定を行い、特定保健指導の対象者を選定し、保健師による特定保健指導を実施する。

○健康増進に要する経費（05020101） 19,289 千円（18,763 千円） 予算書 P203

〈国・県：6,401 千円 一財：12,888 千円〉

＊特定財源積算根拠

・県補：特別調整交付金 6,401,000 円

（目的及び期待する効果）

健康意識の向上及び疾病の早期発見と重症化予防により医療費の抑制を図る。

（内容）

（１）医療費通知の実施

・医療費の給付内容を通知することで、健康に対する意識の向上を図る。

（２）人間ドック・併診（人間・脳）ドック健診事業

・疾病の早期発見・早期治療のために実施する。

（３）ヘルスアップ事業

・健診結果異常値放置者及び生活習慣病治療中断者への受診勧奨通知で、医療機関の早期受診を促し、重症化を予防する。

・糖尿病性腎症重症化を予防するため、対象者に食事指導・運動指導・服薬管理等の保健指導を行う。

・過去 5 年間の健診結果を経年でグラフ化し、対象者の健康状態に応じた個別メッセージ入り通知を送付し、受診率の向上を図る。

・過去 2 年間、大腸がん検診、胃がん検診、肺がん検診を受診していない者へ受診勧奨通知を送付し、がん検診の受診率向上を図る。

（４）ジェネリック医薬品利用差額通知の実施

・先発医薬品からジェネリック医薬品に切り替えることにより、医療費の抑制を図る。

通知回数 年 2 回 （5 月、11 月）

※参考資料

(1) 被保険者の加入状況

年度 区分	令和5年度 (年間平均)	令和6年度 (予算)	令和7年度 (予算)
国保加入世帯数	8,035 世帯	7,662 世帯	7,516 世帯
一般被保険者数	13,325 人	12,600 人	12,200 人

(2) 国民健康保険税の税率

年度	区分	均等割	所得割
令和6年度	医療分	35,000 円	6.5%
	支援金分	16,000 円	2.7%
	介護分	16,000 円	2.5%
令和7年度	医療分	35,000 円	6.5%
	支援金分	16,000 円	2.7%
	介護分	16,000 円	2.5%

(3) 1人あたり医療費

① 療養給付費 (単位：円)

区分	一般被保険者	
	費用額	1人あたり
令和5年度(実績)	4,563,561,043	342,481
令和6年度(予算)	4,471,042,000	354,845
令和7年度(予算)	4,477,571,000	367,014

② 療養費 (単位：円)

区分	一般被保険者	
	費用額	1人あたり
令和5年度(実績)	40,860,497	3,066
令和6年度(予算)	32,543,000	2,583
令和7年度(予算)	38,549,000	3,160

③ 高額療養費 (単位：円)

区分	一般被保険者	
	支給額	1人あたり
令和5年度(実績)	495,635,630	37,196
令和6年度(予算)	481,572,000	38,220
令和7年度(予算)	499,301,000	40,926